

第6章 土壤汚染の現況と対策

第1節 土壤汚染の概要

1 土壤汚染対策法の概要

土壤は、水、大気とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また、物質循環のかなめとして重要な役割をになっています。しかし、土壤は水、大気と比べその組織が複雑で有害物質に対する反応も多様であり、また、いったん汚染されるとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染となる等土壤の汚染の態様は、水や大気とは異なる特徴を有しています。

このような環境としての土壤の役割や汚染の態様を踏まえ、土壤汚染対策法が平成15年2月15日に施行されました。

この法律は、土壤汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するために対策を実施することを目的としています。

本市においては、平成15年4月1日から、土壤汚染対策法に基づく政令市に指定され、県知事の権限に属する事務を行うこととなりました。

2 対象となる物質（特定有害物質）

対象となる特定有害物質は、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生じるおそれがあるもので、

特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによるリスク

特定有害物質が含まれる汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスク

の2種類のリスクから25物質が選定されています。

	特定有害物質		特定有害物質
1	四塩化炭素	13	シアン
2	1,2-ジクロロエタン	14	水銀及びその化合物（うちアルキル水銀）
3	1,1-ジクロロエチレン	15	セレン及びその化合物
4	シス-1,2-ジクロロエチレン	16	鉛及びその化合物
5	1,3-ジクロロプロペン	17	砒素及びその化合物
6	1,1,1-トリクロロエタン	18	ふっ素及びその化合物
7	1,1,2-トリクロロエタン	19	ベンゼン
8	カドミウム	20	ほう素及びその化合物
9	ジクロロメタン	21	シマジン
10	テトラクロロエチレン	22	チウラム
11	トリクロロエチレン	23	チオベンカルブ
12	六価クロム	24	P C B
		25	有機りん化合物

3 対象となる土地

土壤汚染の状況を把握するための調査の対象となる土地は、次のとおりです。

使用が廃止された、有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地であった土地

土壤汚染による健康被害が生じるおそれがあると県等が認める土地

これらは、土地所有者等がその汚染の状況を調査することになります。

この調査で土に含まれている有害物質の量や土から有害物質の溶け出す量が基準を超えていることがわかった場合、市がその土地を指定区域に指定し、台帳を作成の上、情報を公開します。

4 土壤汚染の特徴

土壤汚染の原因となっている有害な物質は、水中や大気中と比べ異動しにくく、土中に長くとどまりやすく、水や大気と比べ汚染の範囲は局所的である。

目に見えず、汚染されていることに気づきにくい。

いったん土が汚染されると排出をやめても、長期間汚染が続き、人の健康や生態系等に長期にわたり影響を及ぼす。

5 土壤汚染対策

このため、汚染が明らかとなった場合、「汚染除去等の措置」や「土地の形質の変更の制限」が課せられることとなります。

第2節 土壤汚染の現況

平成15年度は、法施行初年度であり、工場・事業場の地歴情報等を収集し、過去の地歴、地下水の飲用利用等に関する状況調査を行いました。その情報を整理し、データベース化（GIS化）いたしました。

地歴情報等の種類	データ数
工場・事業場情報	495件
井戸情報	90件

市内において、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査対象が発生しなかったため、したがって指定区域もありません。